14 立教大学体育会規約

制定 1962 年 4 月 改正 1987 年 1 月20日 改正 2006 年 1 月12日 改正 2008 年 1 月 9 日 改正 2012 年 1 月14日 改正 2017 年 1 月14日

第1章 総則

- 第1条 本会は、立教大学体育会と称し、本部を豊島区西池袋三丁目立教大学内に置く。
- 第2条 本会の目的は、立教大学の建学の精神に基づき、体育会活動を通じて心身を錬磨し、 会員相互の親睦をはかり、その成果をもって本学の発展に寄与することにある。
- 第3条 本会は、所属各部及び機関紙編集部に属する者をもって組織する。

第2章 会員

- 第4条 会員は、正会員、特別会員とする。
- 第5条 1. 正会員は、所属各部及び機関紙編集部に入部し、所定の宣誓を行った立教大学 学生とする。
 - 2. 正会員は、第2条に定める本会の目的達成のため努力しなければならない。同時に毎年体育会活動振興資金を納めなければならない。
- 第6条 特別会員は、第7条第1号より第7号に定める役員に就任した者とする。

第3章 役員

- 第7条 本会に、下記の役員を置く。
 - (1) 名誉会長 1名
 - (2) 会長 1名
 - (3) 副会長 1名
 - (4) 顧問 若干名
 - (5) 部長幹事 若干名
 - (6) 部長 各部 1名
 - (7) 副部長 各部 若干名

- (8) 委員長 1名
- (9) 副委員長 若干名
- (10) 本部員 若干名
- (11) 本部員補佐 若干名
- (12) 特別委員 若干名
- (13) 委員 主将主務
- 第8条 名誉会長は、立教大学総長とする。
- 第9条 会長は本学専任教員の中より総長が任命する。会長は本会を代表し体育会全般の会務を統轄する。会長の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第10条 副会長は、必要に応じて会長の申請により総長が任命する。副会長は会長を補佐し、 会長に事故ある場合は代行の任を負う。副会長の任期は会長に準ずる。
- 第11条 顧問は、かつて会長の職にあった者の中から、必要に応じて会長の申請により総長 が委嘱することができる。
- 第12条 部長幹事は、第13条に定める部長の中から、会長の申請により総長が任命する。部 長幹事は会長・副会長を補佐し、会長・副会長に事故ある場合は代行の任を負う。 部長幹事の任期は会長に準ずる。
- 第13条 1. 部長は、専任教員の中からその部の推薦する者を、会長の申請により総長が任命する。部長は特別な理由が無い限りは、2部以上の部長を兼任することはできない。
 - 2. 部長は、各部活動の全般を統轄するとともに会長に協力する。
 - 3. 副部長が不在の部で部長に事故ある場合は、一時的に部長代理を置く。
- 第14条 副部長は、必要に応じて会長の申請により総長が任命する。副部長は部長を補佐し、 部長に事故ある場合は代行の任を負う。副部長の任期は部長に準ずる。
- 第15条 委員長は、本部の推薦した者を主将主務会議の議決を経て、会長が任命する。委員 長は体育会全般の会務を掌理する。委員長の任期は1年とする。
- 第16条 副委員長は、本部の推薦した者を主将主務会議の議決を経て、会長が任命する。副 委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は代行の任を負う。副委員長の任 期は1年とする。
- 第17条 本部員は、所属各部より推薦された者を主将主務会議の議決を経て、会長が任命する。本部員の任期は2年とする。
- 第18条 本部員補佐は、所属各部より推薦された者を委員長が任命する。任期は2年以内と する。

- 第19条 特別委員は、所属各部より委員長が委嘱した者を委員長が任命する。任期は1年と する。
- 第20条 委員(以下主将主務と称する)は、所属各部の申請により会長が任命する。主将主務は所属各部を代表し、部の責任者として部員の指導にあたるとともに、本部との連絡を保ち体育会全般の運営に支障なき様努力する。

第4章 本部

第21条 本部は、委員長統轄の下、本部員、本部員補佐をもって組織する。

第22条 本部は、会務運営に関する最高執行機関として機能する。

- 第23条 本部に、本会会務を円滑に運営するため下記の部を置き、本部員の中よりそれぞれ 部長を選出する。
 - (1) 企画部
 - (2) 渉内部
 - (3) 渉外部
 - (4) 情報宣伝部 (なお、機関紙編集部編集長を情報宣伝部長とする)
 - (5) 会計部

第5章 特別委員会

第24条 特別委員会は、特別目的遂行のため、それぞれの職務を分掌する。

- 第25条 下記の委員会を常設の特別委員会とする。各特別委員会には必要に応じて本部員が 入る。
 - (1) 常仟委員会
 - (2) 体育会活動振興資金運営委員会
 - (3) 新入生歓迎活動実行委員会
 - (4) 施設委員会

第6章 事業

第26条 本会は、下記の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成・保存
- (2) 本部及び各部に関する正式記録の整理・保存
- (3) 各種会議の開催(部長幹事会、部長会は除く)
- (4) 新入会員宣誓式の執行

- (5) 新役員宣誓式の執行
- (6) 体育会主催各種校内行事の企画・運営
- (7) 体育会主催各種キャンプの企画・運営
- (8) 大学及びOB・OGクラブとの連絡・協議
- (9) 他大学との連絡・協議
- (10) 機関紙「立教スポーツ」の発行
- (11) 機関誌「さきがけ」の編集・発行
- (12) 体育会活動振興資金及びその他の収入の管理・運用
- (13) 施設の管理及び改善のための活動
- (14) 優秀なる成績を収めたる部及び個人の表彰
- (15) その他、主将主務会議に於いて必要と認めた事項

第7章 会議

第27条 本会に、下記の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 部長幹事会
- (3) 部長会
- (4) 委員会(以下主将主務会議と称する)
- (5) 主務会議
- 第28条 7. 総会は、全会員をもって組織し、最高承認機関として機能する。
 - 2. 総会は、会長の名に於いて委員長が召集し、年1回開催する。
- 第29条 部長幹事会は、部長幹事をもって組織し必要に応じて会長が召集する。
- 第30条 部長会は、部長をもって組織し必要に応じて会長が召集する。
- 第31条 1. 主将主務会議は、会長、委員長、副委員長、本部員、主将主務をもって組織し、 最高議決機関として機能する。
 - 2. 主将主務会議は、必要に応じて委員長の召集により開催する。ただし、会長より、あるいは所属各部中3分の1以上の部からの要請がある場合、これを開催しなければならない。
 - 3. 主将主務会議は、所属各部中3分の2以上の部の主将主務の出席により成立する。ただし、議決権は各部1票とし決議成立には出席部の4分の3以上の賛成を必要とする。
 - 4. 主将主務会議は、本会運営に対して下記の事項を審議し決議する。

- (1) 各部の統制に関する事項
- (2) 規約の改正及び諸規定の改廃に関する事項
- (3) 委員長、副委員長、本部員の選出に関する事項
- (4) 部の加盟及び脱退又は廃止に関する事項
- (5) 予算及び決算に関する事項
- (6) その他、本会の目的達成のため重要な事項
- 第32条 主務会議は、委員長の召集により開催する。主務会議は池袋キャンパス・新座キャンパスにおいて毎週1回ずつ行い、各部代表者はいずれかに出席しなければならない。

第8章 会計

- 第33条 本会の諸経費は、立教大学体育会活動振興資金及びその他の収入をもってこれに充 てる。
- 第34条 本会の会計年度は、毎年12月1日より11月30日までとする。

第9章 賞罰

- 第35条 本会は、総会において各年度に優秀なる成績を収めたる部及び個人を表彰する。
- 第36条 会長は、本会に所属する団体、会員で下記の事項に該当する者に対して、部長会、 主将主務会議の議決を経て、第37条第1号から第6号に定める各処分をとる事がで きる。ただし、第1号と第2号は本部の決定のみでもできる。
 - (1) 本会の規約に違反したもの
 - (2) 本会の名誉を毀損し、本会の秩序を乱したもの
 - (3) 活動が明らかに活発でないと認められるもの

第37条 本会は下記の処分を定める。

- (1) 厳重注意
- (2) 警告
- (3) 訓戒
- (4) 公式試合出場停止
- (5) 休部
- (6) 除名または解散
- 第38条 部長会及び主将主務会議における処分決定に際しては、必ず弁明の機会を与えなければならない。

第10章 規約の改正

第39条 本規約の改正は、主将主務会議において議決され、総会において承認される。

附則

本規約は1962年4月より施行する。

附則

本規約は1987年1月20日より施行する。

附則

本規約は2006年1月12日より施行する。

附則

本規約は2008年1月9日より施行する。

附則

但し、2012年度に関しては第23条(4)情報宣伝部(なお、機関紙編集部編集長を情報宣伝部 長とする)は適用しない。

本規約は2012年1月14日より施行する。

附則

但し、2017年度に関しては第23条(4)情報宣伝部(なお、機関紙編集部編集長を情報宣伝部 長とする)は適用しない。

本規約は2017年1月14日より施行する。